

平成 30 年の税制大綱が発表されました。今回の目玉の一つは事業承継税制の特例です。従来の物より随分と使い勝手がよくなったため、その内容を追っていきたいと思います。（平成 28 年 9 月号、10 月号で従来の制度を紹介しています）

【制度の概要】

既存企業の事業承継が活発に行われられない理由として、その株式に係る贈与税や相続税が一つの障害となっています。特に順調な成長を遂げた企業ほどその株の価値が高く多額の納税をすることになります。この納税を猶予するのが事業承継税制です。

【特例による主な変更点】

○対象株式の拡大：従来は発行済みの株式数のうち 3 分の 2 を上限とし、贈与や相続の際はその評価額の 80% までが納税猶予の対象でした。特例では、この株式数の制限と、評価額の制限が撤廃されます。

○雇用要件の緩和：従来は雇用者数の減少に制限がありました。（後継者以降 5 年平均で 8 割の雇用を維持する）特例により、仮に 8 割を切った場合でも認定経営革新等支援機関※1 からの指導・助言を受け、納税猶予の続行が可能となります。

○株式評価の緩和：従来は対象となる株式の評価額は贈与・相続時点のものとして、企業の業績とともに株価が変動しても、評価額は変化しませんでした。このため自主廃業などの場合も対象となる株式は、過去の評価額から税額が算定されました。特例を用いる場合は時価評価で税額が算定され、その時々に応じた税負担となります。

○受贈者の拡大①：従来は一人の後継者に株式を集中する必要がありましたが、今回はいずれも代表権を有することを条件に 3 人まで受贈者を設定できます。（複数人の場合は、議決権割合の 10% 以上を有し、かつ議決権保有割合上位 3 位までの同族関係者が対象です）

○受贈者の拡大②：特例により直系卑属のみが対象となる相続時精算課税制度を直系卑属ではない 20 歳以上の後継者にも適用できます（贈与者が 60 歳以上であることが条件です）

○贈与者の拡大：従来は先代経営者から後継者に対する贈与が対象でしたが、対象となる非上場株式をもつ親族外を含む複数の株主から後継者に対する贈与も対象となります。

【特例の期間】

この特例の適用期間は平成 30 年 1 月 1 日から平成 39 年 12 月 31 日までとなりますが、適用を受けるための申請を平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までに行う必要がある点にご注意ください。（都道府県へ特例承継計画の提出）

また、この計画の策定に関しては認定経営革新等支援機関の所見が必要となります。

なお、従来の事業承継税制も選択することは可能です。上記の変更点以外は、事業承継税制に準じた扱いとなります。

※1）前田会計は平成 25 年から認定経営革新等支援機関として活動しています。

前田の《ちょっと経営を考えよう》第 319 回

一月末に仕事を兼ねてタイのバンコクへ行ってきました。何に驚いたかという、道路の交通渋滞のすごさです。昨年 10 月に行ったフィリピンのセブ島でもまた交通渋滞がすごかったので、改めてビックリしました。東南アジアの経済の活気のすごさに感動を覚えましたし、まさにこれからはアジアの時代かもしれませんね！しかし、インフラ整備（道路の舗装や治水工事等）はまだまだ遅れています。やるべきことがたくさんありそうですね。

ところで、今年も波乱の年になりそうですが、やはり自分で乗り切っていかなければなりませんね。そのための一番重要なことは、自社の徹底分析（強み・弱みの把握）と、考えに考えて深掘りすることです。どこが悪いのか、どこを直せばいいか等、これがないと次の展開ができませんし、力強い事業体にすることができません。もし、どうしていけば良いかわからなかった場合は、一度前田会計へご相談ください。少しは助言をさせて頂けることがあるかもしれません。ただし、「会社をこのように成長させたい」という願望を持つことが必要です。自分の可能性をひたすらに信じ、実現する事のみを強く思いながら努力を続けることが必要であると思います。人間の想いは私たちの想像を超えた、すさまじいパワーを秘めているからです。

前田の《今人生を語る》第 224 回

めざめよ日本人 (146)

自分より上の者（神・仏）の存在を信じる事によって、人は自分の欲望を抑えることが出来ます。今は、自分を抑えることができずに平気でわがままに行動する人が多くて、お互いに傷つけあっている時代ですね。

お知らせ

確定申告の季節がやって参りました。2 月 16 日（金）から 3 月 15 日（木）が申告期限です。株式や不動産などの譲渡の資料や、医療費の領収証（今年はセルフメディケーション税制の選択可（平成 29 年 11 月号参照））などの控除資料が揃いましたらお早めにご連絡ください。

（TEL 052-332-6086 / FAX 052-332-6096）